

# 中国独占禁止法の域外適用をめぐる 事例研究

横浜国立大学  
博士後期課程  
喬禹翔

2014年9月12日

# 今日お話しする内容

- 中国独占禁止法成立までの歴史的経緯
- 独占禁止法の執行機関とその活動の紹介  
(外国企業が調査対象となった事例を中心に)
- 独占禁止法制定の背後にある政治思想
- 今後の展開

# 中国独占禁止法の誕生

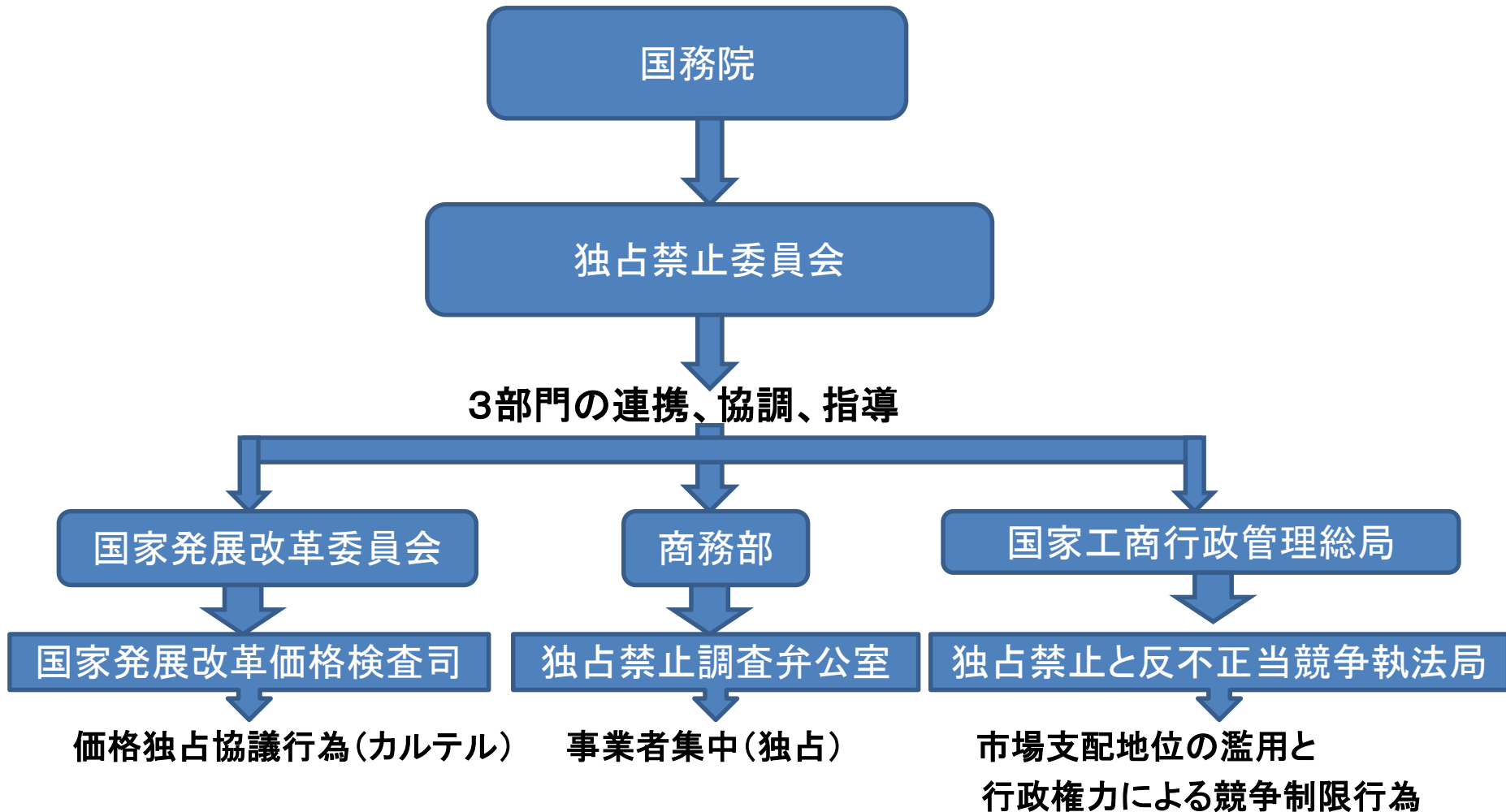
- 1978年改革開放—中国経済体制の改革  
社会主義計画経済から市場経済制度へ
- 1980年10月国務院による「社会主義競争の保護及び展開に関する暫定規定」の発効(2000年失効)
- 1993年9月「反不正当竞争法」
- 1997年12月「中華人民共和国価格法」
- 1999年8月「中華人民共和国入札法」

- 1987年8月 元国務院法制局（現国務院法制弁公室）による独禁法起草グループの成立
- 1988年 「独占禁止と不正当競争暫定条例草案」の提出
- 1994年 全国人民大会常務委員会第8回会議において独禁法を国家立法計画に
- 1998年 全国人民大会常務委員会第9回会議において独禁法を国家立法計画に
- 2001年 WTOの加盟
- 2003年 全国人民大会常務委員会第10回会議において独禁法を国家重大経済立法項目に
- 2006年 独占禁止法草案の上程

# 独占禁止法起草時の指導思想

- 独占禁止法律制度は国際慣例に相応しながら、わが国の実際市場状況を考えるべき。
- 市場競争を保護するため、良い市場環境を創造、維持し、さらに国家の現行産業政策と協調すること。
- 国家経済運営の健全性、秩序ある発展を維持すること。
- 独占禁止法は経営者の行為規範であり、また、国家が市場競争秩序を維持するための重要手段である。

# 中国独占禁止法執行機関概説



## 中国独禁法の目的及び域外適用についての条文

- 第1条 この法律は、独占的行為を予防及び防止し、市場の公平な競争を保護し、経済の運営効率を高め、消費者の利益及び社会公共の利益を保護し、社会主義市場経済の健全な発展を促進することを目的として制定する。
- 第2条 中華人民共和国内の経済活動における独占的行為に対してこの法律を適用する。また、中華人民共和国外で行われる行為のうち、国内市場における競争を排除又は制限する影響を及ぼす行為には、この法律が適用される。

# 独占協定の種類

- 水平的独占協定
- 垂直的独占協定



# 水平的独占協定

- 商品価格を固定し、又は変更すること
- 商品の生産量又は販売量を制限すること
- 販売市場、又は原材料購入市場を分割すること
- 新技術・新設備の購入又は新技術・新製品の開発を制限すること
- 共同で取引を拒絶すること
- 国務院独占禁止法執行機構が認定するその他の独占協定

# 垂直的独占協定

- 第三者に対し商品を転売する価格を固定すること
- 第三者に対し商品を転売する最低価格を限定すること
- 国務院独占禁止法執行機構が認定するその他の独占協定

# 事例

日本日立オートモティブシステムズ、デンソー、愛三工業、三菱電機、ミツバ、矢崎総業、古河電工、住友、不二越、精工、ジェイテクト、NTNによる自動車部品のカルテル事件

# 水平的カルテル協定

- 2000年1月から2010年2月にかけて日立、デンソー、愛三、三菱電機、ミツバ、矢崎総業、古河電工、住友電気工業8社の自動車部品会社は競争を制限するため、部品の価格について相談し、日本で多回の協議を行った。
- 2000年から2011年6月にかけて不二越、精工、ジェイテクト、NTN4社は日本でアジア研究会を主催し、上海で輸出市場会議を行った機会に、アジア地域及び中国市場でベアリングの価格の値上げ方案について討論した。

# 制裁金

- 住友電気工業 2億9040万元（約48億円） 6%
- デンソー 1億5056万元（約25億円） 4%
- ジェイテクト 1億0936万元（約18億円） 8%
- 古河電工 3456万元（約5億7000万円） 6%
- 三菱電機 4488万元（約7億5000万円） 8%
- 矢崎総業 2億4108万元（約40億円） 6%
- 愛三工業は2976万元（約5億円） 8%
- ミツバは4072万元（約6億8000万円） 8%
- 日立オートモティブシステムズ 全額免除（通知）
- NTN 1億1916万元（約19億円） 6%
- 日本精工 1億7492万元（約29億円） 4%
- 不二越 全額免除（調査協力）

\* 中国独占禁止法におけるリーニエンシー制度の活用問題

# リーニエンシー制度

## 中国独占禁止法代46条2項

事業者が独占禁止法執行機構に対して、自己のした独占協定に関する状況を自主的に報告し、かつ重要な証拠を提供した場合には、独占禁止法執行機構は、状況を斟酌して当該事業者への処分を軽減し、又は免除することができる。

問題点：重要な証拠についての解釈が無い

# 国家発改委が命じた改善措置

1. 中国の法律に基づいて販売政策と販売行為を直ちに改善する。
2. 企業の全人員に対して独占禁止についての研修を行い、従業員が中国の法律の要求に合致するようにする。
3. 実際の行動を取り、過去の違法行為の結果を取り除き、競争の秩序を自発的に守り、消費者に利益を与える。

# 矢崎総業とデンソーカルテル事件

- 2012年1月30日、米司法省反トラスト局の調査の結果、矢崎総業とデンソーの自動車部品2社が、価格カルテルと不正入札で罪を認め、両者合計418億ドルの罰金を支払うことになった。
- 日本の公正取引委員会も矢崎総業やフジクラなどに対し、価格カルテルで約128億円の課徴金納付を命じている。
- \* 以上の2社を含む日系自動車部品企業は中国においても不正入札を行ったが、今後中国独占禁止法によって規制される可能性が高い



# 中国自動車産業に存在する問題点

- 自動車部品の価格水準が高いこと  
自動車を構成するすべての部品価格を合計すると、販売されている完成車価格の6倍から7倍となる。
- 4S（セールス、スペアパーツ、サービス、サーベイ）店における抱き合わせ販売
- メーカー品部品の購入が制限されていること

# 市場支配的地位の濫用

禁止されている行為：

- (独占価格) 不公平な高価格で商品を販売し、又は不公平な低価格で商品を購入すること
- (略奪的価格設定) 正当な理由がないのに、コスト以下の価格で商品を販売すること
- (取引拒絶) 正当な理由がないのに、取引相手との取引を拒絶すること
- (強制的取引) 正当な理由がないのに、取引相手に自己と取引することを強制し、又は自己が指定した事業者との取引のみに限定すること
- (抱き合わせ販売及び不合理な取引条件付き販売) 正当な理由がないのに、抱き合わせ販売を行い、又は取引の際にその他の不合理な取引条件を付すること
- (差別的待遇) 正当な理由がないのに、同様な条件を有する取引相手に対し、取引価格などの取引条件に関して差別待遇を行うこと
- 国務院独占禁止法執行機構が認定するその他の市場支配的地位の濫用行為

# 内モンゴル赤峰市爆竹卸売業者による市場支配地位濫用事件

- 内モンゴル赤峰市に6社の爆竹卸売業者がある。
- それらの6社は2006年から市場分割をした。
- 6社のうちの4社が安全管理部門に授権された爆竹販売許可書の発行権を濫用し、小売業者に対し、一定の預け金支払いの要求をした。

# 内モンゴル工商局の判断

- 「花火爆竹安全管理条例」などの法規には、小売業者が所在する地域内で爆竹を購入してはならないという規定がない。地域分割により高額の独占利益を得ることは小売業者及び消費者の利益を害している。
- 許可証を発行する際に小売業者に対し預け金を要求し、最低購入量を設定した4社は小売業者の利益を著しく害した。

## 結果

事業者の行為は独占禁止法違反となり、  
違法行為の停止と58.73万元（1000万円相当）の制裁金を課すことになった

# 事業者集中

## 集中方式

- 事業者合併
- 事業者が株式又は資産の取得を通じて他の事業者に対する支配権を取得
- 事業者が契約などの方式を通じて他の事業者に対する支配権を取得し、又は他の事業者に対して決定的影響を与えることができる状況

# 事業者集中の分類

水平的な事業者集中

垂直的な事業者集中

混合的な事業者集中

# 中国における事業者集中の現状

- 2014年半年で無条件で認可した事業者集中案件は110件。
- 2013年、無条件で認可した事業者集中案件は211件。
- 2008年に独占禁止法が実施されて以来、条件付で認可した事業者集中案件は24件、拒否した案件は2件。



# 関連法律規定

- 2014年6月6日事業者集中届出に関する指導意見
- 2014年2月12日事業者集中における簡易事件適用基準に関する暫定規定
- 2012年2月1日法律に従い届出を出してない事業者集中の調査・処理暫定弁法
- 2010年1月1日 事業者集中届出弁法
- 2009年5月24日関連市場の画定についての指針

# 事例研究

米国コカコーラによる中国匯源果汁株式会社（ケイマン）の買収事件

# 事件概説

- 2008年9月3日 コカコーラは2300億円で匯源果汁を買収すると発表した。
- 2008年9月18日 商務部に届出を出した。
- 2009年3月29日 商務部は本件買収を認めないとの審査決定を下した。

# 理由

- 市場支配力の伝導性
- 果汁市場参入の難度が高められる。
- 国内中小企業の競争を制限する。
- 中国果汁業界の持続的かつ健全な発展に不利である。

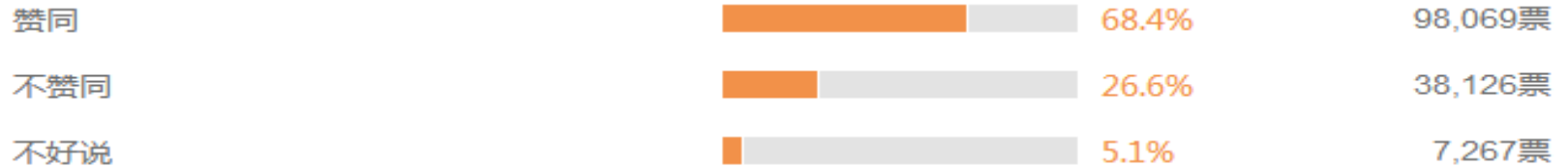
# 伝導性の根拠

- 2001年、GE による Honeywell 買収案件においてEUがレバレッジ効果を根拠に否決した。  
伝導性＝レバレッジ効果
- 2003年、Coca-Cola Amatil 社によるオーストラリアの果汁最大手 Berri 社の買収案件において、オーストラリア競争・消費者委員会が同様の理由で否決した。

# 消費者の反応

あなたはコカコーラによる匯源の買収の否決の結果についてどうおもいますか？

1、你对可口可乐收购汇源案未通过审查怎么看？



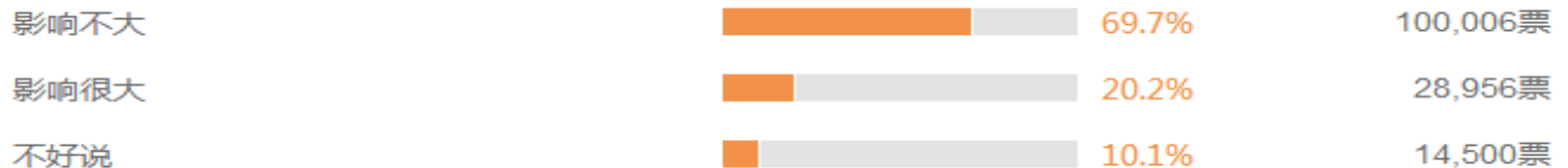
あなたは今回の買収を通じて、匯源にはどんな影響があるとおもいますか？

2、你认为此事对汇源有何影响？



あなたは今回の買収により、外商が中国での投資には影響があるとおもいますか？

3、你认为这一事件是否影响外商在中国投资？



# 小結

- 中国独占禁止法における域外適用は未熟で実践の経験が少ない。  
立法時の考え方：域外適用制度を条文に書き込んで、将来実践の中で具体的な実施の経路と手法を真摯に探究すればよい。
- 中国独占禁止法には柔軟性が高い条文がよく見られる。  
例： 国務院独占禁止法執行機構が認定するその他の市場支配的地位の濫用行為
- 行政罰に関する条文は不完備。  
例：1%-10%の制裁金比率の確定基準、条件がない。
- リーニエンシー制度についての解釈が必要  
重要な証拠とは何か？

# 鄧小平から習近平へ

## 鄧小平

- 1977年国務院常務副総理、党副主席、中央軍事委員会副主席兼人民解放軍総参謀長に正式に復帰。
- 1978年12月中国共産党第十一期中央委員会第三回全体会議にて改革開放路線が定まる。  
(改革開放最初の実施者 習仲勳)
- 1992年 南巡 (武昌、長沙、深圳、珠海、上海など)
- 「猫」理論



# 南巡時の重要な発言

- 「社会主義を堅持しないと、改革開放しないと、経済を発展させないと、人民の生活を改善しないと、ただの破滅への道である。基本の路線は百年変わらない。動揺してはいけない。」
- 「計画経済は社会主義に限らない。資本主義でも計画がある；市場経済は資本主義に限らない。社会主義にも市場があり、計画と市場は経済の手段である。」

# 中国社会市場経済体系枠組みの確定

- 中国共産党第14期中央委員会第3次全体会議にて「中共中央社会主義市場経済体制を構築することに関する若干問題の決定」の公布。
- 社会主義市場経済体制は偉大の事業であり、鄧小平による「中国特色社会主義理論と党が社会主義初期段階の基本路線」を堅持すべき。
- 国内市場と国際市場をつなげ、資源の優先配置を促進すること。

# 習近平政権

## 父習仲勳と鄧小平の擁護者

- 『習仲勳伝』、習仲勳88歳の時の手紙「節約」、習仲勳の生誕百周年を大々的に祝う
- 『鄧小平時代』、「歴史伝逆時の鄧小平」テレビ番組をCCTV 1で放送
- 深圳南巡
- 「実」理論

# 中国共産党第18期代表大会

- 中国特色社会主義偉大の旗を高く挙げる。
- 中国特色社会主義理論体系の学習と実践を強化すること。
- 全面的小康社会各項事業を推進すること。民生の保障と改善に力をいれること。
- 党の新たな偉大工程を全面的に推進すること。
- 改革開放を深化すること。

# 中共第18期3次全会の決定

- 現代市場体系の完成に向けての作業を加速し、公平競争の発展環境を形成する。
  1. 公平開放透明的な市場規則を確立する。
  2. 主に市場で価格を決定させるメカニズムを完成させる。
  3. 都市と地方を統合した建設用地市場をつくる。
  4. 金融市場体系を完成させる。
  5. 科学技術体制の改革を深化する。

開放型の経済新体制を構築、国際的な経済協力・競争に参加しこれをリードするための新たな優位性の育成を加速し、開放によって改革を促す

- 投資参入を緩和する。
- 自由貿易区の建設を加速する。
- 内陸部や国境地帯の開放を拡大する。

つまり、今後の中国は徹底的に市場経済を実施していくこと。外資に対しては歓迎の態度。

# 蠅も虎も打つ

- 汚職問題

郭京毅（商務部法律司副司長）、周永康（第17期中国共産党中央政治局常務委員、中国共産党中央政法委員会書記、中国共産党中央治安綜合治理委員会主任）、張昕竹（国務院独占禁止専門家委員会専門家諮問員）、劉鉄男（国家発改委副主任）、馬正其（国家工商総局副局長）

- 独占禁止法

中国聯通、電信；茅台、五梁液垂直カルテル；亜泰、北方、冀東コンクリート水平カルテル

# 結論

- 中国の独占禁止法は外資企業だけ規制するものではない。
- 中国独占禁止法が規制しているのは独占行為。
- 中国独占禁止法の実施上はまだ経験が浅いため、執行上は外国当局の実践・判例を参照するものが多い。
- 今後中国独占禁止法の施行は、より積極的に行われていくであろうと予想できる。